

平成 31 年 3 月 8 日

佐藤 健 副市長殿

株式会社 章設計

【公開質問状】

去る平成 28 年 11 月 8 日に熊谷泰人議員が持参した「『平成 28 年度特別養護老人ホーム飯田荘実施設計業務』における設計仕様変更並びに履行期間延長要望書」を受け取っていただき、平成 28 年 11 月 21 日に、木下悦夫建設部長（当時）、寺澤保義健康福祉部長（当時）、原章長寿支援課長、木村理子地域計画課係長、平井隆志監督員との話し合いを設営頂きましてありがとうございました。

つきましては、その話し合い後に牧野光朗飯田市長から「平成 28 年度特別養護老人ホーム飯田荘実施設計業務委託 受注者提案に係る通知及び指示について」の回答書を、長寿支援課の職員が平成 28 年 12 月 2 日に当社に持参されておりますが、時を同じくして木下悦夫建設部長が当社を訪れ「平井に聞いたが誰が書いたか言わない」「飯田荘所長にも聞いたが手が回っており何も話さない」「地域計画課は解体する。一般競争入札に改めると副市長が言っている」と話されました。

これらの木下悦夫建設部長の発言は事実であるのか、佐藤副市長が木下悦夫建設部長に指示を与えていたとのことは事実であるのか、質問いたしますのでお答えをいただきたく存じます。

質問 1. 平成 28 年 12 月 28 日午後 1 時に、木下悦夫建設部長が当社を訪れ、「副市長の指示を受けて来た。地域計画課は解体します」「契約書に於ける設計業務履行機関は章設計の都合で良い。特段の工期は設けない」「建築物の構造は飯田市の木造建築物推奨により木造建築にしてください」「敷地は章設計の提案どおり擁壁を設けてもらって敷地も平らにしてください。章設計の提案は全て採用してもらって構いません」と話された上で、「間取りについては飯田荘の希望であるから基本計画書の間取りで検討してもらえないか？」と話されました。

この件に対して間違いは無いでしょうか？

質問 2. 当社は「間取りについては飯田荘の担当者と平井監督員との打合せで考えていきたい」と返答していますが、その通りに佐藤副市長に伝わっておりますでしょうか？

質問 3. 平成 29 年 1 月 30 日午後 5 時過ぎに、寺澤保義健康福祉部長と原章長寿支援課長が当社を訪れ「契約工期内に成果品の提出が無いことを認めろ」

と話されました。「牧野市長の指示で来たのですか？」と伺いましたが、何も返答されておりません。

二人に指示を与えたのは牧野市長でしょうか、それとも佐藤副市長でしょうか、伺います。

質問 4. 平成 29 年 2 月 10 日消印の郵便物で内容証明書が送られてきましたが、この件について承知しておりますか？

質問 5. 内容証明郵便物は、「平成 28 年度特別養護老人ホーム飯田荘施設設計業務委託」の契約を解除するとした内容でありましたが、この解除通知を送付することは佐藤副市長の指示であったかお答え頂きたい。

質問 6. 設計業務委託は準委任契約に当たり委任の規定が準用されますが、成果物の提出という要綱が設けられていることにより請負解約とも見なされる場合があります。

どちらも民法においての規定であります、契約当事者のどちらかが正当な理由を持って契約解除を行おうとする場合においても、契約者双方が承諾することを前提としております。

今回の契約解除通知は一方的に送られてきており、事前の承諾が成されておられません、これらについてどうお考えでしょうか？

質問 7. 平成 29 年 1 月 30 日に、寺澤保義健康福祉部長と原章長寿支援課長が当社に訪れ「工期内に成果品の提出が無い事を認めろ」と話されたのは、契約解除の理由を伝える発言で有ると考えられるが、如何か？

質問 8. 飯田信用金庫上飯田支店は、「飯田市から『飯田荘の設計業務契約の保証金（違約金）を支払え』と言われている」「牧野市長から森山理事長に違約金を支払うよう電話が入っている」と話されているが、その様なことは事実でしょうか？

質問 9. 平成 30 年 4 月 5 日付けで違約金の振込用紙が送られてきましたが、違約金の支払いは飯田信用金庫が成すものと考えます。なぜ当社宛に送付されたのか伺います。

質問 10. 総務省へ戻られると伺いましたが、これら質問に対して明確に返答される責任はお持ちでしょうか？

